

津島市広報紙「市政のひろば」に掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、津島市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、津島市（以下「市」という。）が発行する広報紙「市政のひろば」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
(広告の掲載位置及び掲載数)

第2条 広告を掲載する位置及び広告数は、次のとおりとする。

(1) 広報紙の最終ページ（裏表紙）（以下「最終ページ広告」という。）1枠とする。

(2) 各ページの最下段1段（以下「最下段広告」という。）、最大4枠とする。

2 広報紙に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、同一の広報紙においては、複数の広告を掲載することはできないものとする。

(掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

(1) 最終ページ広告は、1枠縦27センチメートル、横18センチメートルで、4色刷とする。

(2) 最下段広告は、1枠縦6センチメートル、横18センチメートルで、2色刷とする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1号（1か月）単位とする。

2 同一年度内に印刷される広報紙へ同一の広告を連続して掲載できる期間は、次のとおりとする。

(1) 最終ページ広告については、3号（3か月）までとする。

(2) 最下段広告については、特に制限を設けないものとする。

(募集方法)

第5条 広告掲載の募集は、毎年1月にその年の5月から翌年の4月までの分の広告を、広報紙及び市ホームページによる公募、市との契約に基づき広告の募集を行う事業者による募集、その他の方法により行うものとする。

2 掲載枠に空きが生じた場合は、当該期間内の広告を随時募集するものとする。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

(1) 最終ページ広告については、1枠当たり104,760円（税込み）とする。ただし、広告主が、同一年度内に印刷される広報紙に複数回最終ページ広告を掲載する場合の2回目以降の広告の掲載料は、1枠当たり94,280円（税込み）とする。

(2) 最下段広告については、1枠当たり15,710円（税込み）とする。ただし、広告主が、同一年度内に印刷される広報紙に複数回最下段広告を掲載する場合の2回目以降の広告の掲載料は、1枠当たり14,660円（税込み）とする。

(掲載の申込)

第7条 広告の掲載を希望する者は、当該広告の掲載を希望する広報紙（以下「掲載号」という。）の発行日（当該広報紙の発行月の1日）の前日から起算して60日前までに「津島市広告掲載申込書（要綱様式第1）（以下「掲載申込書」という。）」を秘書広報課に提出するものとする。

2 同一月発行の広報紙に対し要綱第4条の基準に適合する複数の広告の申し込みがあった場合は、要綱第8条第2項の規定にかかわらず、「掲載申込書」の受付日の早い広告を優先に掲載するものとする。

3 第5条第1項に規定する毎年1月に行う募集にあたっては、次条第1項の規定にかかわらず、「掲載申込書」を受け付けた後、個別に掲載の可否の検討を行うことなく、秘書広報課長の指定する日（以下「基準日」という。）までに受け付けた総ての「掲載申込書」を対象に掲載の可否を検討し、掲載広告を決定するものとする。

4 前項により掲載広告を決定するにあたり、同一月発行の広報紙に対し要綱第4条の基準に適合する複数の広告の申し込みがあった場合で、要綱第8条第2項の規定によっても掲載の可否を決定できない複数の広告がある時は、当該広告を対象に抽選を行い掲載広告を決定するものとする。

(掲載の決定)

第8条 広告掲載の可否については、前条の「掲載申込書」を受付後、受付日の翌日から起算して15日以内に、「津島市広告掲載決定通知書（要綱様式第2）」により通知するものとする。

(広告内容及び原稿の作成、提出)

第9条 広告のデザイン及び内容などは、広報紙のイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿は、広告主の負担で作成し、掲載号発行月の前月の初日までに秘書広報課に提出するものとする。

(所管)

第10条 この取扱基準を所管する課は、秘書広報課とする。

附 則

この基準は、平成18年9月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 1 月 31 日から施行する。

経過措置等

平成 26 年 4 月 1 日以降の掲載分から改定後の掲載料額を適用する。ただし、決定を受け平成 26 年 3 月 31 日までに掲載料が納付されたときは、改定前の額とする。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。